

地方公共団体の入札・契約制度の概要

【随意契約について】

（意義）

地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法

（概要）

○随意契約によることができる要件

地方公共団体の契約は一般競争入札によることが原則とされているが、地方自治法施行令(第167条の2)では、下記の要件に該当する場合に限り、随意契約を締結することが可能とされている。

- ① 予定価格が少額の場合
- ② 性質又は目的が競争入札に適しない場合
- ③ 障害者支援施設等から物品等の購入等を行う場合
- ④ 新商品として生産される物品を買い入れる場合又は新役務の提供を受ける場合
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができない場合
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認める場合
- ⑦ 時価に比し著しく有利な価格で契約締結できる場合
- ⑧ 競争入札に付し入札がないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合
- ⑨ 落札者が契約を締結しない場合

（長所）

○競争に付する手間を省略することができ、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定することができる。

○契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができる。

（短所）

○地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われがちである。

随意契約の流れ

選考

<具体例>

- ・見積合わせ、コンペ方式
- ※地方公共団体の財務規則等で規定

決定

契約の締結

契約保証金の納付(法234条の2②、令167条の16)、契約書への記名・押印又は契約内容を記録した電磁的記録への電子署名をもって契約の確定(法234条⑤)